

2016年10月から12月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2016/10/24	2016年度「NUMOの広報活動に係る効果測定調査」	2016.10.24~2017.3.22	1式	㈱博報堂	10,584,000	
2016/10/25	国際レビューに向けた包括的技術報告書の英訳および海外専門家による品質確認	2016.10.25~2017.3.10	1式	㈱大林組	45,036,000	
2016/10/27	震源断層等の情報を用いた活断層評価手法の高度化	2016.10.27~2018.3.16	1式	応用地質㈱	75,384,000	
2016/10/27	隆起・侵食の評価手法の高度化	2016.10.27~2018.3.23	1式	㈱阪神コンサルタンツ	63,180,000	
2016/11/7	PCログ取得システムの導入	2016.11.7~2016.12.23	1式	㈱ISTソフトウェア	3,107,160	
2016/11/22	廃棄体含有の硝酸塩による影響評価検討に係る技術情報整備	2016.11.22~2017.3.17	1式	㈱大林組	29,268,000	
2016/12/1	処分施設内のガス発生による影響評価検討のための技術情報整備	2016.12.1~2017.3.17	1式	日揮㈱	27,000,000	
2016/12/13	FAQウェブコンテンツの制作	2016.12.13~2017.2.28	1式	㈱電通東日本	6,480,000	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2016/10/26	女性の関心喚起に向けた広報の実施	2016.10.26~2016.12.31	1式	㈱BS日本	55,679,400	

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2016/10/12	処分場システムの水理・物質移行解析ツール用ユーザーインターフェースの開発	2016.10.12~2017.3.15	1式	㈱QJサイエンス	21,303,000	
2016/12/22	包括的技術報告書における安全評価の品質保証のための緩衝材および母岩の状態変遷に関する解析	2016.12.22~2017.1.20	1式	㈱QJサイエンス	4,536,000	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。